

「LEC 桜島道場 6科目究極FINALチェック！」から
第46回社労士試験【選択式】厚年法 空欄Cの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14327 p.44]

<6科目 究極FINALチェック! 厚年法-No.28>

28. 障害手当金を受けるためには、初診日から起算して(①1年6ヶ月 ②5年)を経過する日までの間に傷病が治ったことが必要である。

(解答 ②5年)

本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題
【選択式】 厚生年金保険法 【空欄C】

2 障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態である場合に、その者に支給する。

(解答 → ⑧5年)

的中!